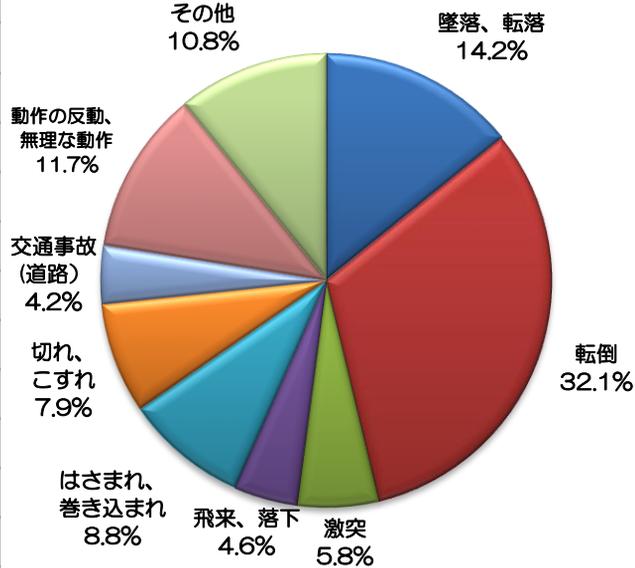




## 平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年11月末		
	平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	294(0)	240(4)	-6	-2.4%
製造業	73	66	+5	8.2%
建設業	30	26(3)	+2	8.3%
土木工事業	11	10(1)	+2	25.0%
建築工事業	16	11	-2	-15.4%
その他建設業	3	5(2)	+2	66.7%
陸上貨物運送事業	49	29	-15	-34.1%
林業	8	7(1)	±0	0.0%
小売業	28	20	-6	-23.1%
社会福祉施設	24	34	+19	126.7%

【災害の傾向（事故の型別）】



## 宮城県の最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日 <b>30.10.1</b>
	時間額	
	<b>798円</b>	



最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	<b>898円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 <b>3</b> 月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	<b>30.12.20</b>
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	<b>841円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 <b>6</b> 月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	<b>30.12.20</b>
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	<b>865円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後 <b>3</b> 月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	<b>30.12.20</b>

# 平成30年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

○実施期間：平成30年12月1日～平成31年1月31日

○目標：死亡災害の撲滅

年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

○期間中に実施する事項

## （1）安全衛生管理体制に関する事

- ① 年末繁忙期の労働災害防止のための経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ② 年頭における経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ③ 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ④ 当年（度）の安全衛生管理活動の点検・評価（Check）、改善（Action）及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成（Plan）、実施（Do）
- ⑤ 安全朝礼、作業開始前のTBM、4S活動、KY活動、リスクアセスメントの取組及び安全な作業方法の周知徹底など自主的安全衛生管理活動の実施

## （2）労働災害防止対策に関する事

- ① 職場内の設備と作業マニュアルの総点検
- ② 高所からの墜落防止対策の実施
- ③ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、機械設備の作業前点検等の実施
- ④ 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施
- ⑤ 高齢労働者の安全に配慮した職場環境の改善
- ⑥ 積雪・凍結による転倒災害防止対策の実施
- ⑦ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の実施

## （3）働き方改革・健康確保対策に関する事

- ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワークライフバランスの推進
- ② ICT等を活用した作業効率化による時間外・休日労働の削減
- ③ 長時間にわたる時間外・休日労働を行う労働者に対する面接指導等の実施
- ④ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の徹底
- ⑤ メンタルヘルスケアの積極的な推進
- ⑥ 化学物質に係る安全データシート（SDS）の入手・交付とリスクアセスメントの実施
- ⑦ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の実施
- ⑧ 受動喫煙防止対策の促進

## （4）その他の事

- ① 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
- ② 「年末・年始労働災害防止強化運動」用ポスターの掲示、安全衛生旗の掲揚等運動の「見える化」の促進
- ③ その他、安全衛生意識を高揚するための行事の実施

## 積雪・凍結による転倒災害防止対策のポイント～その1～

- ① 安全衛生委員会等において、冬期間の転倒災害防止について審議し、対策を立てましょう。
- ② 過去の転倒事例（ヒヤリハット事例）などから、会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップを作成し関係者に周知しましょう。

※特に駐車場は、車両に踏み固められた雪が圧雪となり、長期間滑りやすい環境となる場合が多いので、注意が必要です。



## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112